

参考資料4－1

郡山市上下水道事業経営審議会条例

平成28年12月16日
郡山市条例第69号

(設置)

第1条 本市の水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の経営について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、郡山市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道、下水道又は農業集落排水施設の使用者
- (3) 市の区域内に住所を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局経営管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(郡山市下水道等事業運営審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)郡山市下水道等事業運営審議会条例（昭和58年郡山市条例第33号）

(2)郡山市水道事業経営審議会条例（平成7年郡山市条例第19号）

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略